

○高圧ガス製造事業届（一般則、液石則）

根拠法令

- ・法第5条第2項第1号 一般則第4条
液石則第4条

適用

- ① 処理能力が、100 m³（第一種ガスは300 m³）未満の設備を使用して高圧ガスの製造を行う者
- ② 認定を受けた指定設備を使用して高圧ガスの製造の事業を行う者
- ③ ①及び②の設備を併せて使用して高圧ガスの製造の事業を行う者

必要書類（事業開始の20日前までに提出）

1. 高圧ガス製造事業届（一般則様式第2、液石則様式第2）
2. 製造施設等明細書（記載すべき事項及び添付すべき図面）
 - （1）製造の目的
「製造の目的」には、○○○○○を年間○○トン生産するため、○○を製造する、等具体的記載する。
 - （2）処理設備の処理能力
製造する高圧ガスの種類ごとに計算をした処理能力の合計を記載する。
 - （3）処理設備の性能
「処理設備の性能」とは、処理能力を算定するために必要な事項をいい、例えば処理設備が圧縮機及びポンプの場合、性能曲線、実証データ等に基づく能力、気化器の場合は、公称能力を記載する。
 - （4）法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に関する事項
法第12条第1項及び第2項の技術上の基準に適合していることを、各条項ごとに具体的に記載する。
 - （5）移設等に係る高圧ガス設備にあつては、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録

【次ページへ続く】

[添付すべき書面又は図面]

① 事業所全体平面図

境界線と警戒標の設置位置及び保安距離を示した図面

② 製造工程の概要を説明した書面及び図面

③ フローシート又は配管図

高圧ガス設備及びガス設備、弁類、配管、計装設備及び安全装置の設置位置、機器名称、機器番号、流体名、常用温度・圧力等（温度・圧力等の区分を色分け等により明記）が記載されたものであること。

④ 高圧ガス製造施設配置図

防火設備、ガス漏洩検知警報設備、障壁等の設置位置及び製造設備及び製造施設に係る設備間距離、火気取扱施設との離隔距離を示した図面

⑤ 機器等一覧表

塔・槽類・熱交換器類、圧縮機・ポンプ類、弁類及び配管類についての材料、設計圧力、設計温度、肉厚等を記載したリスト

⑥ 処理・貯蔵能力の計算書

高圧ガスの種類ごとに所定の計算方法により計算した処理・貯蔵能力の計算書

⑦ ガス設備の気密な構造を確認する書類、高圧ガスの耐圧・気密性能試験成績書及び強度計算書に対応する事項（特定設備にあつては特定設備検査合格証、指定設備にあつては指定設備認定証、大臣認定品にあつては認定試験者試験等成績書）の写し

ただし、試験研究機関が処理能力 15 m³以下の高圧ガス設備（毒性ガス及び特殊高圧ガスに係るものを除く。）について製造の届出を行う場合は、次の添付書類を省略することができる。

① 事業所全体平面図（④高圧ガス製造施設配置図に事業所の境界線と警戒標の設置位置を併せて記載する場合）

② 製造工程の概略を説明した書面及び図面（(1)製造の目的に併せて記載する場合）

⑥ 処理・貯蔵能力の計算書（(2)処理設備の処理能力に併せて記載する場合）

(6) 上記①～⑦に掲げるもののほか、製造施設に応じて、法第 12 条第 1 項及び第 2 項の基準の確認に必要な書面又は図面

(7) 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）

(8) 届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が届出手続きを行う場合）

